

# 災害用備蓄食料品購入仕様書

## 共通事項

- ・納入期限は、令和7年10月31日までとする。
- ・同等品可とするが、事前にカタログ又は現品を担当者に提示し、承認を得ること。
- ・外装ケースに「納入年月」「消費期限」「市名」「納入業者名」「製品名」を側面2か所に表示すること。

## 1. 保存食（参考品：安心米）

- ・スタンディングパウチのアルミ包材に1食分とスプーンが入っていること。
- ・常温で5年以上保存できる備蓄食糧であること。
- ・約260gの出来上り量となること。
- ・食品衛生法の省令により、表示の義務がある特定原材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生）及び表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）を使用していないこと（同一ラインでの生産を含む）。
- ・日本国内のハラール認証機関よりハラール認証を取得していること。
- ・アルファ化米飯は日本産であること。
- ・製造は2025年8月以降とし、同月内のものに統一すること。
- ・納品場所は市内小学校2か所、市内福祉施設3か所、防災分庁舎とする。既存備蓄品と入替え、既存備蓄品は別倉庫へ移送すること。

## 2. 保存水（参考品：DSW PREMIUM 12YEARS）

- ・保存期間が製造より12年以上であること。
- ・軟水で、乳幼児の粉ミルクにも最適に使用できること。
- ・1本当たりの内容量は2Lとし、1箱当たり6本以上のものとする。
- ・納入時に、12年間の品質を保証する品質保証書と最新の製造品を出荷し、製造日を証明する製造証明書を発行すること。
- ・商品の納品後、定められた環境で保存したのにもかかわらず、消費期限までに品質変化があれば、未開封の商品に限り無償で交換をすること。
- ・納品時に11年以上の消費期限があること。
- ・納品場所は市内小学校2か所、市内福祉施設3か所、防災分庁舎とする。既存備蓄品と入替え、既存備蓄品は別倉庫へ移送すること。